

# 令和3年度～令和7年度保育所等定員変更に係る具体的な判断基準

第2期鹿屋市子ども・子育て支援事業計画の「量の見込み」に対する「確保方策」について、教育の定員は量の見込みに対し、すでに超過しているが、認定こども園への移行が令和3年度以降に9園の希望があることから、移行に必要な定員増分については確保する。保育の定員は、令和2年度以降の児童数の減少により、令和6年度には「確保方策」が「量の見込み」を超過する見込みとなることから、定員変更について見直しを行うこととする。

認定こども園への移行については、保護者の選択に基づき柔軟に子どもを受け入れるための体制確保のため、国・県も推進しており、特例措置もあるため、定員変更とは別の取扱いとする。

見直しについては、下記の基準で判断する。

なお、この判断基準は、令和7年度までの教育・保育施設の定員変更等を協議する際に適用するものとするが、やむを得ない事情等により、本基準による判断が困難となる場合は、各施設の地域性や潜在的待機児童等の状況等も考慮し判断するものとし、本基準を見直すこととする。

## 【基準1】 認定こども園への移行について

### (1) 幼稚園から認定こども園へ移行する場合

- ① 保育の定員は、10名を上限として移行できるものとする。ただし、1号定員を5名減とした場合は、15名を上限として移行できるものとする。
- ② 教育の定員は、
  - (ア) 現行の定員数を上限に移行できるものとする。
  - (イ) 過去1年間の平均入所児童数（以下、平均入所児童数という。前年9月から8月までの1年間とする。）が、現行の定員を下回っている場合は、定員減をすることができるものとする。

### (2) 保育所から認定こども園へ移行する場合

- ① 教育の定員は、10名を上限として移行できるものとする。ただし、2号・3号の定員を5名減とした場合は、15名を上限として移行できるものとする。なお、保育の弾力運用は可能とする。
- ② 国の保育所等整備交付金を活用した保育所が、施設整備を行った後に、教育定員を定員上限の15名以内で増やす場合においては、補助金適正化法の関係から、保育の2号・3号定員の減は求めないものとする。
- ③ 保育の定員は、
  - (ア) 現行の定員数を上限に移行できるものとする。
  - (イ) 平均入所児童数が、現行の定員を下回っている場合は、定員減をすることができるものとし、移行後は原則2年間、定員を超えての入所（特別枠は除く）はできないこととする。

## 【基準2】 定員の変更について

### (1) 認可保育所の定員変更

- ① 定員増は原則認めない。ただし、特例として、下記の(ア)・(イ)を認める。
  - (ア) 平均入所児童数が定員の115%を超え、潜在的待機児童（前年9月から8月までの1年間の第1希望から第3希望までの児童数）が10名以上の月が1月でもある場合は、10名を上限に定員増を認めるものとする。
  - (イ) 国の保育所等整備交付金を活用した施設整備を行う場合は、10名を上限に定員増を認めるものとする。
- ② 平均入所児童数が、現行の定員を下回っている場合は、定員減をすることができるものとし、変更後は原則2年間、定員を超えての入所（特別枠は除く）はできないこととする。

## (2) 幼稚園の定員変更

- ① 定員増は認めない。
- ② 平均入所児童数が、現行の定員を下回っている場合は、定員減をすることができるものとする。

## (3) 認定こども園の定員変更

- ① 教育の定員増は、原則認めない。ただし、認定こども園への移行に際し、1号の定員を15名未満（0名から14名）で設定した園については、定員15名を上限に定員増を認めることとするが、定員増分と同数の2号・3号の減員を条件とする。なお、保育の弾力運用は可能とする。
- ② 教育又は保育のそれぞれの平均入所児童数が、現行の定員を下回っている場合は、定員減をすることができるものとする。なお、保育の定員の変更後は原則2年間、定員を超えての入所（特別枠は除く）はできないこととする。
- ③ 教育・保育の定員増は原則認めない。ただし、特例として下記の(ア)・(イ)を認める。
  - (ア) 平均入所児童数が定員の115%を超え、潜在的待機児童（前年9月から8月までの1年間の第1希望から第3希望までの児童数）が10名以上の月が1月でもある場合には、10名を上限に保育の定員増を認めるものとする。
  - (イ) 国の保育所等整備交付金を活用した施設整備を行う場合は、10名を上限に保育の定員増を認めるものとする。
- ④ 国の保育所等整備交付金を活用した認定こども園が、施設整備を行った後に、教育定員を定員上限の15名以内で増やす場合においては、補助金適正化法の関係から、保育の2号・3号定員の減は求めないものとする。

## (4) 地域型保育事業の定員変更

- ① 平均入所児童数が、現行の定員を下回っている場合は、定員減をすることができるものとする。